

八王子市高齢者計画・ 第9期介護保険事業計画

令和6～8年度(2024～2026年度)

概要版

今期の計画では、“団塊の世代”が75歳以上を迎える令和7年(2025年)が目前に迫る中、持続可能な地域の姿を描くべく、3年間の高齢者施策の方針を示しています。

1. 計画の基本的な考え方

※本冊P.31～40

計画の基本理念

誰もが**安心**と**希望**をもって歳を重ねられる、**未来**につながるまち

高齢化していく人や社会を誰もが明るく前向きに捉えていけるよう、
市民や専門職、企業など様々な主体が協力しあうための「合言葉」として決めました。

1 基本理念の実現に向けた施策の柱

柱①「安心」

出逢い、つながり、支えあう地域づくり

- 誰もが、認知症や要介護状態になっても、地域に支えられながら住み慣れた地域で自分らしく暮らしている。

柱②「希望」

やりたいこと、なりたい自分をあきらめない環境づくり

- 高齢者が一人ひとりに合った交流・活躍の場に参加し、社会と緩やかにつながりながら介護・フレイル予防につながる活動に取り組んでいる。
- リエイブルメントや要介護状態等の改善・重度化防止が効果的に行われている。

柱③「未来」

世代を超えて信頼できる制度づくり

- 必要なサービスを将来にわたって安定的に提供できる体制が整っている。
- 世代を超えて納得できる負担と給付の関係が保たれている。

2. 本計画の全体構成

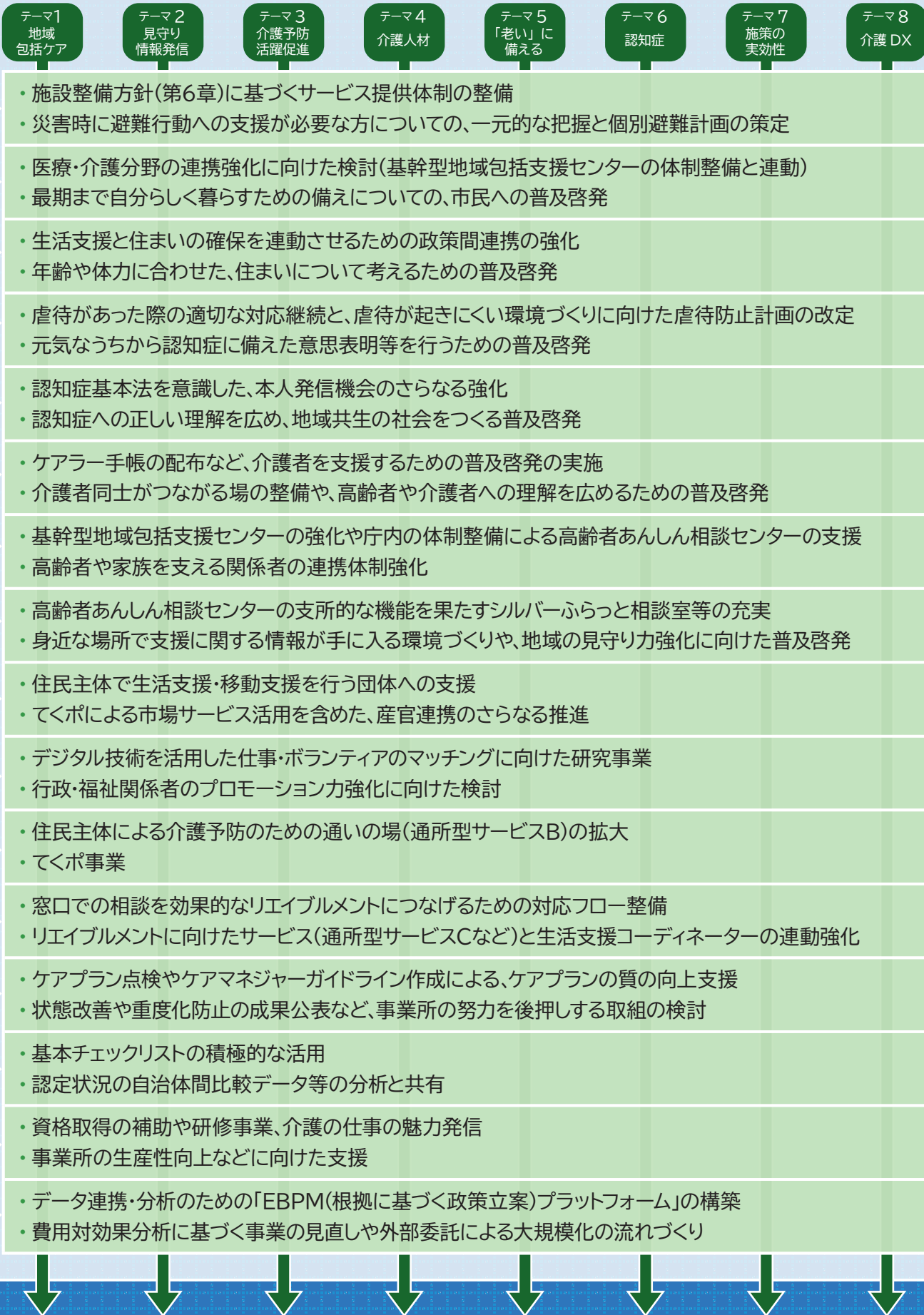
3つの柱と、その実現のための16の施策目標を「全体ロジックモデル(論理体系図)」で整理

全体ロジックモデル



各施策目標について、次ページに掲げる重要テーマを意識しながら具体的な取組や達成目標を設定。
 施策目標ごとの論理体系も、「個別ロジックモデル」として見える化

施策目標ごとの主な取組



3. 施策をまたぐ重要テーマ

本計画では以下の8つの重要テーマを設定し、特に優先的に課題解決を目指します。



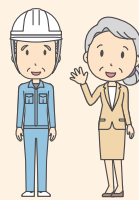
1 高齢者あんしん相談センターの機能強化・負担軽減及び関係者の連携強化

地域包括ケアの拠点として十分に力を発揮できるよう、体制の整備や、他の支援機関・医療関係者との連携に向けた検討をすすめます。



2 必要とする人に支援が届く体制とつながりの強化

相談窓口や支援制度を確実に知っていただくために、行政の発信力強化や地域の「見守り力」強化など、総合的な取組をすすめていきます。



3 高齢者自身が主役の介護予防と活躍促進

誰もが地域の中で生きがいと役割をもてるように、自立支援の取組や健康習慣づくり、活躍の場の創出・マッチングを推進します。



4 総合的な介護人材対策

人材獲得と生産性向上を両輪にしつつ、介護予防や認定・給付の適正化を含めた総合的な取組をすすめます。



5 「老い」に備える文化づくり

元気なうちから介護予防を意識することに加え、住まいや財産の管理・処分、望む最期などについて話し合う文化を醸成していきます。



6 認知症の人とその家族の想いを中心に置いた、認知症と共に生きる社会づくり

認知症に関する正しい理解を深めるとともに、本人発信や社会参加の機会を充実させ、また家族にも寄り添った支援を行います。



7 データ活用やDX、産官連携による、持続可能で実効性のある事業展開

限られた人員・予算で多くの方の暮らしや健康を支えていくため、データやデジタル技術、民間の力を積極的に活用します。



8 行政と現場が一体となった「介護DX」の推進

介護現場の業務や行政手続きのDX(デジタル・トランスフォーメーション)を推進するプロジェクトチームを設置します。

Key Word

高齢者あんしん相談センター

高齢者の総合相談窓口として21の日常生活圏域ごとに設置されています。保健師（または看護師）や主任ケアマネジャー、社会福祉士といった専門職が配置され、権利擁護・地域のネットワークづくり・介護予防のケアプラン作成等を担っています。

介護や健康のことでお悩みの方、地域での活動を始めてみたい方は、ぜひお気軽にご相談ください。

センター
一覧

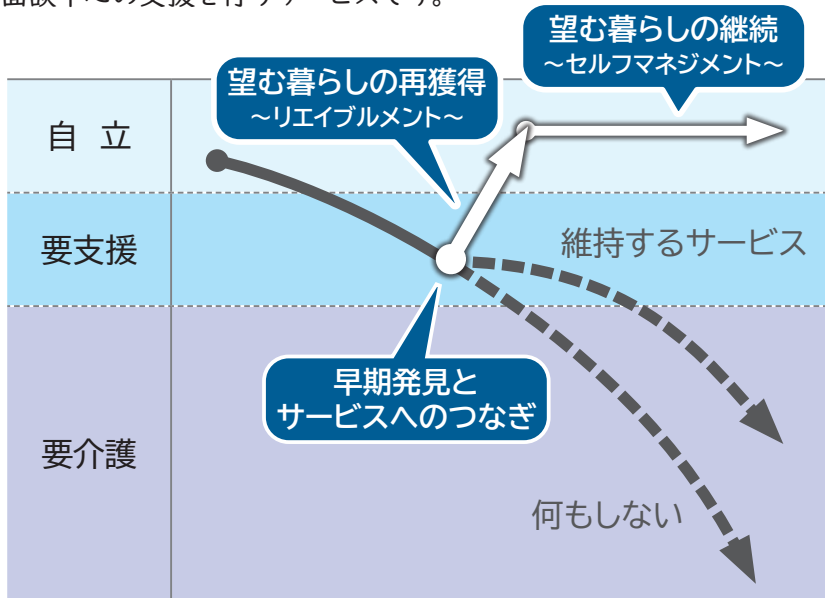


Key Word

リエイブルメント（望む暮らしの再獲得）

リエイブルメントは、低下した状態の「維持」ではなく、やりたいことができる暮らしの「再獲得」を目指していく考え方です。本市では、リエイブルメントに向けた短期集中のサービスとして、通所型の「ハッピーチャレンジプログラム（ハチプロ）」と訪問型の「食楽訪問」を提供しています。

どちらも、利用者の望みや課題を丁寧に聞き取り、利用者自身の力で望む暮らしを取り戻していくための、面談中心の支援を行うサービスです。



Key Word

認知症家族会・認知症カフェ

●認知症家族会

認知症の家族を介護している人どうしが集まり、お互いに介護体験などを語り合うことで、「介護に対する不安や心配は自分だけではない」と気持ちが軽くなり、悩みを前向きにとらえなおすことができる場となっています。

●認知症カフェ

認知症のご本人だけでなく、家族、支援者、地域の人など色々な人が集まり、お茶を飲みながらおしゃべりをしたり、イベントを楽しんだり、思い思いに過ごすことができる場です。

家族会
カフェ一覧



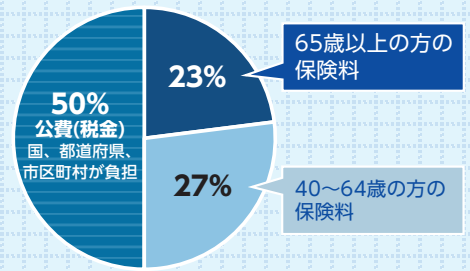
4. 介護保険料の考え方

介護保険は、社会全体で高齢者の介護を支えあう制度です。住み慣れた地域で安心して暮らせるように、最も身近な自治体である市町村を保険者として、運営しています。

40歳以上の方は被保険者（加入者）として介護保険料を納め、介護が必要と認定されたときには、所得に応じた負担割合（介護サービス費用の1割、2割または3割）で介護保険サービスの利用ができます。

介護サービスを利用した際の保険給付費は、半分が国や自治体の負担で賄われています。残りの半分は被保険者が納付する保険料で、65歳以上の方の保険料が保険給付費全体の23%、40歳から64歳までの方の介護保険料が全体の27%を担っています。

【介護費用の負担区分】

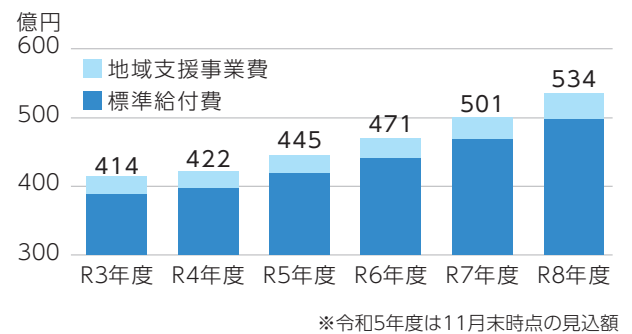


介護保険料の使い道

介護保険では、特別会計を独立して管理し、みなさまが納める介護保険料を保険給付、地域支援事業以外の用途に使用されることはありません。みなさまの保険料が、八王子市の介護給付を支えています。 [詳細は8ページへ](#)

保険給付費の見込み

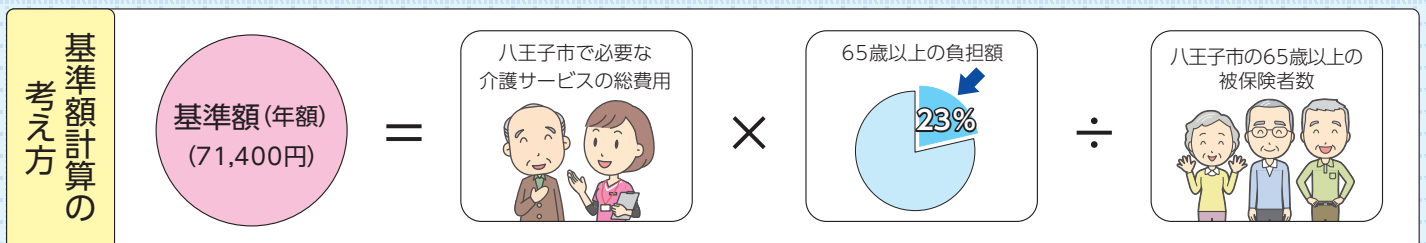
介護サービス利用者数の増加と介護報酬の増額改定に伴い、介護サービスを利用するための保険給付に掛かる費用となる保険給付費は、年々増加する傾向です。令和6年度（2024年度）は令和3年度（2021年度）の414億円から57億円増加して471億円（+13.8%）になる見込みで、令和8年度（2026年度）には令和3年度（2021年度）から120億円増加（+29.0%）して534億円となる見込みです。



65歳以上の方の介護保険料

65歳以上の方は、65歳になった月（1日生まれの方は前月）の分から、健康保険料（税）とは別に、お住いの市町村へ介護保険料を納めます。

市町村は、「必要な介護サービスにかかる総費用×65歳以上の負担額÷65歳以上の被保険者数」で、一人あたりの平均的な保険料額（＝基準額）を算出して決定します。



所得段階ごとの介護保険料は、次頁のとおりです

なお、40歳から64歳までの方の介護保険料は、加入している健康保険の保険料と併せて健康保険の保険者（健康保険組合等）へ納めます。介護保険料の額は加入している健康保険の窓口へお問い合わせください。

▼ 第9期計画期間中(令和6～8年度)の本市の介護保険料 ▼

所得段階	対象になる方	保険料率	保険料(円)		
			年額	月額	
1	世帯全員が 市民税 非課税	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者 ●課税年金収入額と合計所得金額の合算額が 80 万円以下	0.285	20,300	1,692
2		●本人の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が 80 万円超 120 万円以下	0.485	34,600	2,883
3		●上記以外	0.685	48,900	4,075
4	本人が 市民税 非課税	●世帯に市民税課税の方がいて、本人の 課税年金収入額と合計所得金額の合算額が 80 万円以下	0.90	64,300	5,358
5		●上記以外	1.00	71,400	5,950
6	本人が 市民税課税	●合計所得金額が 120 万円未満	1.15	82,100	6,842
7		●合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満	1.30	92,800	7,733
8		●合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満	1.45	103,500	8,625
9		●合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満	1.60	114,200	9,517
10		●合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満	1.75	125,000	10,417
11		●合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満	1.90	135,700	11,308
12		●合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満	2.05	146,400	12,200
13		●合計所得金額が 720 万円以上 850 万円未満	2.10	149,900	12,492
14		●合計所得金額が 850 万円以上 1,000 万円未満	2.20	157,100	13,092
15		●合計所得金額が 1,000 万円以上 1,500 万円未満	2.45	174,900	14,575
16		●合計所得金額が 1,500 万円以上 2,000 万円未満	2.70	192,800	16,067
17	●合計所得金額が 2,000 万円以上	2.90	207,100	17,258	

※ 各期の納付額は、納期回数により月額と異なります。

介護保険における課税年金収入額と合計所得金額

課税年金収入額… 課税対象となる公的年金等(国民年金、厚生年金など)の収入額のことです。
遺族年金・障害年金などの非課税となる年金は含まれません。

合計所得金額…… 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、所得控除(扶養控除や医療費控除など)や損失の繰越控除をする前の金額です。ただし、介護保険料の算定には下記を差し引いた金額になります。

- ・土地建物などの譲渡にかかる特別控除がある場合は、特別控除額
- ・本人が市民税非課税の場合は、公的年金等にかかる雑所得

令和6年度より市民税非課税者の介護保険料の算定に際して、給与所得が合計所得金額に含まれている場合は、その給与所得から10万円を控除した金額を使用して合計所得金額とする場合があります。

5. 介護保険料の使い道

保険料は居宅・施設サービスの給付費以外にも、「リエイブルメント」に向けたサービス費や、助け合い・支えあいの地域づくりに向けた経費、高齢者あんしん相談センター運営経費などにも活用しています。

サービスを受ける方だけでなく、介護者や元気な高齢者の暮らしを支えていくためにも大切な財源となっています。

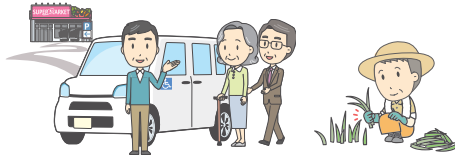
参考：介護保険制度を支える財源(令和6年度(2024年度)予算ベース)

■ 1号保険料 ■ 2号保険料 ■ 国支出金 ■ 国調整交付金 ■ 都支出金 ■ 市支出金

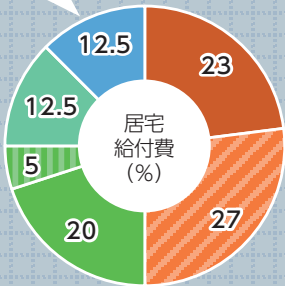
訪問介護・通所リハビリなど



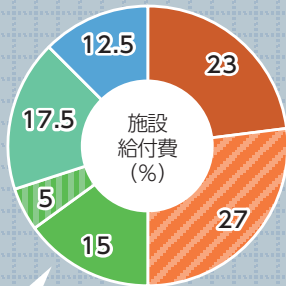
リエイブルメント(P5)に向けたサービス、住民主体サービスなど



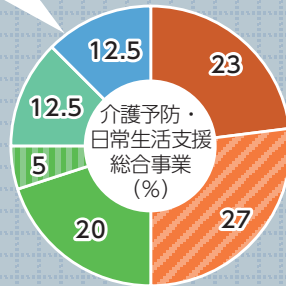
移動や庭の管理など、日常生活の困りごとを地域の方が支援する「訪問型サービスB」



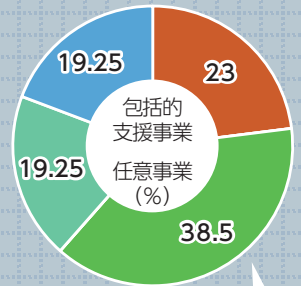
27,633,899千円



14,305,981千円

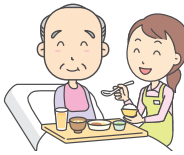


1,608,067千円

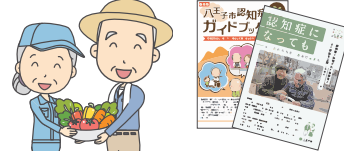


1,222,960千円

特別養護老人ホームなど



高齢者あんしん相談センター運営(P5)、認知症施策など



認知症の方が参加できる活動・交流の場づくりや普及啓発の取組

※ 国調整交付金は、市町村ごとの介護保険財政調整を行うため、全国ベースで給付費の5%相当分を交付するもの

6. 施設整備方針

※本冊P.112～120

限られた人的資源を有効活用するとともに、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活を送ることができるよう、在宅介護を支える小規模多機能型居宅介護や認知症高齢者グループホーム等の地域密着型サービスの整備を、第8期計画に引き続き重点的にすすめていきます。

■ 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)

本計画期間中に3施設の新規整備を見込みます。

■ 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護

本計画期間中に4か所を目標に整備を促進していきます。特に小規模多機能型居宅介護については、在宅介護を支えるための中心的なサービスと位置付け、整備をすすめていきます。

八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画概要版

令和6年(2024年)3月

八王子市

問い合わせ

計画全般について・・・福祉部高齢者いきいき課

☎042-620-7243 ☎042-623-6120

✉b440300@city.hachioji.tokyo.jp

保険料について・・・福祉部介護保険課

☎042-620-7415 ☎042-620-7418

✉b440500@city.hachioji.tokyo.jp